

事業実施方針（別添 4 の 1 関係）

1 目的

本実施方針は、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）のうち被災地域農業復興総合支援事業の実施に当たり、農業者の組織する団体（以下「農業者団体等」という。）が実施主体となる場合の効果的な実施に向けた考え方を定めるものとする。

2 目指すべき産地の姿

避難地域 12 市町村農業の復興・創生に向けたビジョン（令和 6 年 10 月 16 日策定、以下「農業復興ビジョン」という。）を踏まえ、営農再開と復興・創生を実現するための目指すべき産地の姿については以下のとおりとする。

	令和 12 年度の 営農再開面積 (ha)	令和 12 年度の 産出額 (億円)
水稻	6, 5 5 2	5 0. 9
畑作物	1, 7 5 2	3. 0
野菜等	7 3 0	6 9. 7
果樹	6 7	2. 4
花き	3 4	7. 3
畜産（飼料作物）	2, 2 0 9	1 4 0. 8
合計	1 1, 3 4 2	2 7 4

3 効率的な産地形成に向けた事業の効果的な実施に係る方針

(1) 既存施設の活用率向上

被災地域農業復興総合支援事業及び高付加価値産地展開支援事業により過年度に整備した施設の活用について、各施設の事業実施計画に定めた稼働目標の達成を図るとともに、農業復興ビジョンの実現に向け、既存施設との連携を図りながら広域的な産地形成に必要な施設について新たに整備を行うものとする。

なお、稼働目標が未達成の施設については、地域内での調整や地域間の連携を行うなど、当該事業実施要綱等に基づく目標達成に向けた対応を行い、施設の適切な利用促進を図るものとする。

(2) 広域的な連携に向けた取組間の調整

事業の実施主体について、受益地が複数の市町村にまたがって存在する場合においては、原則として農業者団体等が実施主体となるものとし、農業者団体等による取組と市町村の取組の調整の下、広域的な連携が図られるよう効果的に事業を実施するものとする。

(3) 事業の効率的な実施に係る事業採択の仕組み

事業の採択に当たっては、別紙ポイント表に基づき採点を行い、16 点以上を対象とし、予算の範囲内で採択するものとする。

3 その他

事業実施に当たっては、「避難地域 12 市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」を実現するための検討会議（令和 7 年 10 月 30 日設置）において、情報共有を図りながら、効果的な実施を進めるものとする。

被災地域農業復興総合支援事業のうち農業者団体等事業に係るポイント表

No.	項目		割合	ポイント	結果
1	営農再開の加速化への寄与	受益対象農地のうち新たに営農再開する面積の割合	100%	10	X
			75%以上100%未満	8	
			50%以上75%未満	6	
			25%以上50%未満	4	
			0%超25%未満	2	
			0%	0	
2	産地形成への寄与 (土地利用型作物、露地野菜等)	対象品目の産地形成目標の達成に向け、新たに産地形成の取組が必要な面積（農業復興ビジョンの表4に基づく目標面積）に対する実施主体の計画面積の割合	50%以上	10	Y
			40%以上50%未満	8	
			30%以上40%未満	6	
			20%以上30%未満	4	
			10%以上20%未満	2	
			10%未満	0	
3	産地形成への寄与 (施設園芸、果樹等)	対象品目の産出額目標の達成に向け、新たな産地形成の取組による増加目標額（農業復興ビジョンの表4に基づく目標産出額）に対する実施主体の目標産出額の割合	50%以上	10	Y
			40%以上50%未満	8	
			30%以上40%未満	6	
			20%以上30%未満	4	
			10%以上20%未満	2	
			10%未満	0	
4	産地形成への寄与 (耕畜連携)	令和8年度以降に新たに発生する堆肥に対する実施主体の利用計画量の割合	50%以上	10	Y
			40%以上50%未満	8	
			30%以上40%未満	6	
			20%以上30%未満	4	
			10%以上20%未満	2	
			10%未満	0	
5	広域的取組	広域的な産地化に向けた取組の実施 【共通】 ・広域的な産地の拡大に向けた協議会の設置・活動の有無（活動例：関係機関によるアクションプラン） 【耕種】 ・産地ロット拡大に向けた品種・栽培方法の統一化の取組の有無 ・他の産地とのリレー出荷を通じた市場の確保の有無 ・契約栽培の導入による実需者との連携強化の有無 ・実需者ニーズに応じた品種・栽培方法・規格の導入に向けた取組の有無 【耕畜連携】 ・耕畜連携の拡大に向けた耕種農家とのマッチングの取組の有無 ・耕種農家に対する堆肥の運搬・施用等の実施の有無 ・地力回復に向けた土壌診断の実施の有無 ・堆肥製造時の副資材の地域内調達など地域資源循環の取組拡大の有無	取組毎に2ポイントとする。		Z

※1 採点方法は、2から4の項目のいずれか1つと1及び5の得点の合計（X+Y+Z）とする。

※2 広域的取組とは、農業者団体等が関係主体と行う複数の市町村にまたがる取組を指す。